

新宿区と学校法人工学院大学との防災・減災対策の相互連携に関する基本協定

新宿区（以下「甲」という。）と学校法人工学院大学（以下「乙」という。）は、地域における防災・減災対策に関し相互に連携を図ることを合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、防災・減災対策に関する包括的かつ相互の連携協力のもと、安全で安心して暮らせる地域社会の形成、防災・減災に係る人材の育成等を図り、災害に強く、災害から逃げないで済むまちづくりに寄与することを目的とする。

（相互連携）

第2条 前条に規定する包括的かつ相互の連携協力（以下「相互連携」という。）は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 防災・減災対策の推進に関する事項
- (2) 防災・減災の研究に関する事項
- (3) 新宿駅周辺の防災まちづくりに関する事項
- (4) 防災・減災に係る人材の育成に関する事項
- (5) その他地域における防災・減災対策に関し必要な事項

（協議）

第3条 相互連携の具体的な内容、相互連携の成果の利用条件等については、甲乙協議の上定める。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に定めのある事項で疑義が生じたものについては、甲乙協議の上定める。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに甲乙いずれかから協定の解除の申出がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成24年12月27日

甲
新宿区
区 長

乙
学校法人 工学院大学
理事長